

熊本市公民館条例の一部改正について

経緯

公設公民館については、生涯学習機能の向上を図るとともに「学び」と活動の循環による地域課題の解決や担い手づくりを推進するまちづくりの推進拠点として位置付け、利便性の向上や利用制限の緩和なども図りながら、誰もが積極的に活用できる新しい公民館を目指すこととしている。

その取組みの一つとして、現行の午前・午後・夜間の使用時間区分に加え、予約の入っていない空き室については有効活用の観点から時間単位での利用も可能とすることとし、今回、その際の使用料について設定するもの。

■ 1 時間までごとの使用料設定の考え方

- ① 1 時間までごとの使用料は、各施設の「午前」の使用料の 1 時間あたりの単価に相当する額とする。
- ② 「延長・繰上げ」使用料及び改正後の熊本市公民館条例別表第 1（1）備考第 6 項及び別表第 2 備考第 6 項に規定する午前 8 時から午前 9 時までの使用料については、単価を揃え 1 時間までごとの使用料と同額に見直すこととする。
- ③ 午前・午後・夜間の使用時間区分に含まれる時間について 1 時間単位の欄を適用する使用を行う場合であって、当該各使用時間区分の使用料の額を超える時は、当該各使用時間区分の使用料を上限とする。

■ 改正概要

1 使用料改正の内容
【現行】

(1) 会議室、料理実習室及びホール使用料

使用時間区分 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	正午から午後 1 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで
大会議室	1,300円	1,500円	1,500円	370円	370円
中会議室	900円	1,000円	1,000円	250円	250円
小会議室	400円	500円	500円	120円	120円
料理実習室	1,500円	1,700円	1,700円	420円	420円
ホール	2,000円	2,500円	2,500円	620円	620円

(2) 冷暖房設備使用料

使用時間区分 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	正午から午後 1 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで
大会議室	200円	200円	200円	50円	50円
中会議室	150円	150円	150円	30円	30円
小会議室	100円	100円	100円	20円	20円
料理実習室	150円	150円	150円	30円	30円
ホール	700円	700円	700円	170円	170円

【改正後（案）】

(1) 会議室、料理実習室及びホール使用料

使用時間区分 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ		1 時間単位
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	正午から午後 1 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで	1 時間までごと
大会議室	1,300円	1,500円	1,500円	440円	440円	440円
中会議室	900円	1,000円	1,000円	300円	300円	300円
小会議室	400円	500円	500円	140円	140円	140円
料理実習室	1,500円	1,700円	1,700円	500円	500円	500円
ホール	2,000円	2,500円	2,500円	670円	670円	670円

(2) 冷暖房設備使用料

使用時間区分 施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ		1 時間単位
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	正午から午後 1 時まで	午後 5 時から午後 6 時まで	1 時間までごと
大会議室	200円	200円	200円	70円	70円	70円
中会議室	150円	150円	150円	50円	50円	50円
小会議室	100円	100円	100円	40円	40円	40円
料理実習室	150円	150円	150円	50円	50円	50円
ホール	700円	700円	700円	240円	240円	240円

2 施行日

施行日は令和 4 年 10 月 1 日とする。

なお、1 時間単位の欄を適用する使用については、使用する日の属する月の 2 ヶ月前から予約可能とすることを検討しており、当該 1 時間単位の使用に係る使用許可及び使用料に関する規定については公布の日から施行する。